

2011年6月1日

お客様各位

中央労働金庫

「あしなが育英会 東日本大地震・津波遺児募金」の取扱いについて

東日本大震災による被害を受けられた皆さまに衷心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。中央ろうきんでは、今般の「東日本大震災」に伴う東北地方の甚大な被害を鑑み、震災復興支援策の一環として、会員・組合員と〈中央ろうきん〉の連携により『あしなが育英会』への寄付を実施することとなりました。

つきましては、一日も早い復興の実現に向け、多くの組合員の皆さまへご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

<震災遺児募金の概要実施>

	概要
寄 付 先	あしなが育英会 東日本大地震・津波遺児募金
ご利用可能な方	中央ろうきんに普通預金口座を保有（または新規に作成された）されている会員団体・個人の方。
募 集 期 間	2011年6月1日より2011年12月31日
寄 付 金 額	引落1回につき、100円以上100円単位とし、上限はありません。
口 座 振 替 期 間	申込人が自由に設定できます。（口座引落終了年月を「口座引落申込書」にご記入いただきます。） ※特に口座引落終了年月のお申し出がない場合はエンドレスで口座引き落としが続きます。
口 座 振 替 回 数	以下の3種類から預金者に振替方法をお選びいただけます。 (1)年12回【毎月】(2)年4回【3月・6月・9月・12月】(3)年2回【6月・12月】 ※一時金支給時の増額設定はできません。
振 替 日	指定月の27日（非営業日の場合、翌営業日）
寄 付 金 の 使 途	寄付金の使途は以下の3点になります。 (1)震災遺児への特別一時金 (2)震災遺児への奨学金 (3)震災遺児の心のケア活動（ケアプログラムの運営費等） ※寄付金の使途（留意点） 震災遺児が大学を卒業されるまでの25年間（2036年3月末まで）は、震災遺児の育英資金として活用します。それ以降の寄付金は、一般育英資金として活用します。なお、上記期間以前であっても支援対象者となる震災遺児の人数等によって、その残高および新たな寄付金を一般育英資金に活用する場合があります。

※あしなが育英会は民間団体のため、寄付金控除の対象となりません。

※会員団体による寄付の実施にむけては、各会員における規約に基づく決議が必要な場合がございます。

※詳しくは、〈中央ろうきん〉営業店までお問合せ下さい。

以上